

第4 重点的改善方策の具体的取組み

1 改革ビジョン実現のための改善策

下表のとおり、重点的改善方策の実現に向け、区分ごとに「改善策」を定め、達成度を測定する評価指標等を設定して、その実現を図る。

重点的改善方策	区 分	改善策	評価指標等
法人管理運営体制の確立	財務基盤の確立	<ul style="list-style-type: none"> ◆新賃金制度の実施 ◆予算管理の徹底 ◆各事業における増収対策の実施 ◆安定財源の確保につながる新規事業の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ◆制度構築と運用実績 ◆予算執行率 ◆入所充足率、病床利用率 ◆事業実績
	組織体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆職位別役割基準の設定と職務権限の明確化 ◆人事情報データベースの再整備 ◆危機管理組織の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ◆職務権限一覧表の作成 } 整備及び実績
	効率的、効果的な事業運営	<ul style="list-style-type: none"> ◆業務プロセス見直し改善策の実施 ◆総務事務一元化の円滑推進 	<ul style="list-style-type: none"> ◆改善策実績 } 整備及び実績
	人材の育成と確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆人事考課制度の実施 ◆研修体系の構築 ◆接遇指導者の養成等による接遇マナーの向上 ◆職員の帰属意識向上の取り組み ◆モチベーションアップの取り組み ◆広報活動の強化 ◆人材確保の取組み強化 	<ul style="list-style-type: none"> ◆制度実績 ◆体系構築実績 ◆取組み実績
地域福祉への貢献	多様なニーズに応じた地域福祉事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◆施設利用者の地域生活移行促進の取組み強化 ◆障害者、高齢者及び児童を対象とした総合的な在宅福祉サービスの提供 	} 事業実績
	安心安全な福祉サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ◆計画的な設備整備の実施 ◆地域に対する施設機能の開放 ◆施設サービスの充実 	<ul style="list-style-type: none"> ◆利用者満足度割合 ◆整備及び実績 ◆目標達成度

2 区分ごとの具体的改善策

(1) 法人管理運営体制の確立

◆ 財務基盤の確立

①均衡のとれた収支を確保し、「事業安定化積立金」を赤字補填に充てない財務運営

②新賃金制度の実施

▶職務職階制による等級フレームの導入

▶業績賞与制度（固定賞与、変動賞与（個人の業績分、法人・施設の業績分））の導入

<目 標> 人件費比率70%（当面75%）

③予算管理の徹底

▶三半期予算管理制度の徹底及び経費の節減

▶関連規程の整備

<目 標> 事務・事業費5%減（平成22年度比）

①各事業における増収対策の実施

（法人全体）

・「収支状況評価委員会」の実施

（心障：障害者支援施設）

・日中生活介護による在宅障害者へのサービス利用促進

<目 標> 2名/日

・介護給付費の加算取得及び随時見直し

・施設入所支援サービスにおける定員の維持（100%）

・相談支援事業所TOMOとの連携による対象利用者の地域移行促進

（心障：附属リハビリテーション病院）

・他の医療機関との連携による訓練希望者の積極的受入

<目 標> 40名以上/年

・口腔ケア教室の実施等による障害児（者）歯科患者の受入拡充

<目 標> 15名/年

・術前口腔ケア実施による歯科患者の受入拡充

<目 標> 30名/年

・高次脳機能障害入院患者の受入

<目 標> 各年10%増

・リハビリ業務見直しによる単位数の増

<目 標> H24年度比20%増

・先進機器の活用及び広報の強化による利用者確保

(洛南：養護老人ホーム)

・空き情報のHPへの掲載や関係機関等への働きかけによる利用促進

・パンフレットの作成及び介護相談の実施等による広報活動強化

・効率的な介護保険サービスの提供（入院・退所による空き枠の充足等）

(洛南：救護施設)

・医療機関との連携による長期入院患者の受入れ等による定員の充足

(東山母子生活支援施設)

・定員の充足

・病児保育、病後児保育の実施及び夜間体制の強化に向けた取組み実施

(視力障害者福祉センター)

・利用者数確保に向けた取組み実施

体験見学会の開催（年2回）

視覚障害者が利用しやすいホームページへの見直し等

教科書の無償配付等利用者負担軽減

<目 標> 目標：利用者数50名

・制度改正時、報酬改定時の報酬加算項目の総点検

・授業日数及び長期休業中の補習日数の増による報酬増

(桃山：障害児入所施設)

・契約利用児童数増に向けた取組み実施と定員の充足

施設パンフレット（新規作成）による広報活動の強化

地域支援事業所への定期訪問実施

・在宅障害児を対象としたサービス（短期入所・日中一時）の利用促進

<目 標> 年間延べ利用児数 720名

(桃山：児童養護施設)

- ・定員の充足
- ・夜間体制等の充実による入所児童の積極的受入れ
- ・在宅児童を対象としたサービス（子育て支援事業）の利用促進

<目 標> 年間延べ利用児数 100名

(こども発達支援センター)

- ・1日あたりの通園児数増の取組み（1人あたりの保育日数制限の緩和、開所クラス数増等）実施

<目 標> 福祉型・医療型あわせて10名及び重心1名の増

- ・外来診療セラピーの稼働件数増の取組み（予約の工夫、医師連携強化）

<目 標> セラピー実施件数 8枠/日

- ・障害児給付費の加算取得に向けた検討実施

④安定財源の確保につながる新規事業の開始

- ▶ 相談支援事業の開始（平成25年度～）
- ▶ 訪問介護員養成研修の開始（平成25年度～）
- ▶ 訪問介護事業等の開始（平成26年度～）

◆ 組織体制の強化

①職位別役割基準の設定と職務権限の明確化

- ▶ 役割基準一覧表・職務権限一覧表の作成（職位別役割・責任の整理）

②人事情報データベースの再整備

③危機管理組織の整備

- ▶（仮称）リスクマネジメント委員会の設置
- ▶ リスクマネジメント研修会の開催（虐待防止・事故防止等）
- ▶ 緊急時対応フロー図の見直し（事故・災害等）
- ▶ 近隣事業団相互応援協定の締結、参加検討

◆ 効率的、効果的な事業運営

①業務プロセス見直し改善策の実施

- ▶ 「プロセス改善推進委員会」による進行管理

▶ 数値目標達成に向けた業務省力化等改善策の実行

② 総務事務一元化の円滑推進

▶ 総務事務業務の標準化の推進（各種マニュアルの整備等）

◆ 人材の育成と確保

① 人事考課制度の実施

▶ 平成25年度試行実施、平成26年本格実施

② 研修体系の構築

▶ 研修委員会の実施（外部派遣研修の派遣基準の整理等）

▶ 階層別研修体系の構築・実施

③ 接遇指導者の養成等による接遇マナーの向上

④ 職員の帰属意識向上の取組み

▶ 職員証・名札の見直し（顔写真の挿入等）

▶ ユニフォームの見直しと着用ルールの作成

⑤ モチベーションアップの取組み

▶ 提案制度や表彰制度の継続実施

▶ 活気溢れる職場づくりの取組み強化

⑥ 広報活動の強化

▶ 広報媒体の有効活用（Facebook、採用パンフレット、法人PRムービー等）

▶ ホームページのリニューアル

▶ 大学や専門学校へのPR活動の実施

⑦ 人材確保の取組み強化

▶ 職員採用方法の見直し（非常勤嘱託職員の登用制度、就職サイト活用等）

▶ 有期雇用の検討

▶ 職員の定着についての取組み充実・強化

(2) 地域福祉への貢献

◆ 多様なニーズに応じた地域福祉事業の実施

① 施設利用者の地域生活移行促進の取組み強化

▶ 一般相談支援事業（地域移行支援）の実施

②障害者、高齢者及び児童を対象とした総合的な在宅福祉サービスの提供

- ▶ 訪問介護事業所（ヘルプ洛南）の施設外サービスの提供
- ▶ （障害）重度訪問介護、居宅介護、移動支援の事業開始
- ▶ 相談支援事業所TOMOと一体化したヘルパーステーションの開設

◆ 安心安全な福祉サービスの提供

①計画的な設備整備の実施

- ▶ 施設別修繕計画の作成（トイレの温水洗浄便座整備や居室の改修等）

②地域に対する施設機能の開放

- ▶ 施設行事への地域住民の招待及び地域行事への積極的参加
- ▶ 災害時等の福祉避難所としての施設設備開放について関係機関と協議

③施設サービスの充実

（心障：障害者支援施設）

- ・ 高次脳機能障害に特化した訓練プログラムの実施及び外部研修への参加等による高次脳機能障害者への支援充実
- ・ 高次脳機能障害生活訓練事業所の開設および円滑な実施
- ・ 他施設（洛南寮）との連携による介護技術演習の実施

（心障：附属リハビリテーション病院）

- ・ 訪問リハビリテーションサービスとの連携
- ・ 感染性廃棄物に関するマニュアルの作成
- ・ 高次脳機能専門外来の利用促進

<目 標> 延べ80名/年

- ・ 先進機器の活用及び退院患者のアフターケアの実施等

（洛南：共通）

- ・ 機能維持や生きがい支援の充実（体育指導員による余暇活動や園芸活動等）
- ・ 他施設（心障センター）との連携による介護技術演習の実施

（洛南：養護老人ホーム）

- ・ 認知症ケアの充実及び体系化

（洛南：救護施設）

- ・ 自立支援プログラムによる地域生活移行の促進

<目 標> 2名以上/年

(東山母子生活支援施設)

- ・ 就労支援の充実
- ・ 伴走型支援の実施（資格取得含む）
- ・ リフレッシュ保育や保育所送迎支援の実施

(視力障害者福祉センター)

- ・ 講習会の開催等施術者マナー向上に向けた取組み実施
- ・ 快適な施設利用につながる環境（ハード面・ソフト面）の整備
- ・ 就労移行支援の充実（学習補助具貸出し、授業内容改善等）

(桃山：障害児入所施設)

- ・ 児童の特性に応じた支援の充実（療育プログラムの実施等）
- ・ 自立をめざした進路指導の強化（退所先訪問等アフターケアや過齢児を対象とした
日中生活プログラム・成人施設の体験入所等）

(桃山：児童養護施設)

- ・ 児童の特性や課題に合わせた支援プログラムの充実
- ・ 就労体験の実施等による進路指導の強化
- ・ 京都府との協議による施設における家庭的養護推進計画案の策定

(こども発達支援センター)

- ・ 効率的な診療体制の構築による診察枠の増及び初診待機期間の短縮
- ・ 支援学校等への職員派遣及び研修講師の派遣による地域支援事業実施
- ・ 学習会等の実施による保護者支援の実施
- ・ 新規事業（保育所等訪問支援事業、相談支援事業）開始に向けた体制整備
- ・ 随時入園の実施

(相談支援事業所TOMO)

- ・ 各施設との連携による地域移行の促進

<目 標> 2名/年

3 具体的改善策の達成目標年次

別添「達成目標年次計画表」のとおり、具体的改善策について達成目標年次を設定し、計画期間内の実現を目指すこととする。

4 進行管理者及び事業進行管理責任者

新計画の進行管理を厳格に行うものとする。新計画の進行管理者は法人事務局長とし、計画全体の進行管理を行うものとする。

また、進行管理者を補佐する事業進行管理責任者は法人事務局の事業・企画課長及び各施設長とする。

なお、各施設等の改善策の進行管理を併せて行うものとする。

第5 施設別改善計画

この新計画を基本にして、法人事務局及び施設毎に年度事業計画を定め、円滑な施設運営を行う。